

環境社会配慮助言委員会 第92回 全体会合

日時 2018年7月2日（月） 14:31～16:55

場所 JICA市ヶ谷ビル2階 大会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

久保田 利恵子	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 高度技能専門員
作本 直行	日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮 審査役
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
清水谷 卓	多機能フィルター株式会社 国際事業部 部長
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 技術部長
田辺 有輝	「環境・持続社会」研究センター（JACSES）持続可能な開発と援助プログラム プログラムコーディネーター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部国際社会学科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 代表理事
福嶋 慶三	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理営業部 営業企画課 課長 （元環境省 大臣官房総務課 政策評価室・政策調整室（併任）総合環境政策局 環境影響評価課 総括補佐）
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
森 秀行	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 所長

JICA

中曽根 慎良	審査部 次長
永井 進介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
村瀬 憲昭	審査部 環境社会配慮監理課 課長
川谷 暢宏	南アジア部 南アジア第四課
弓削 泰彦	南アジア部 南アジア第四課

午後2時31分開会

○永井 ただいまより、JICA環境社会配慮助言委員会第92回全体会合を始めさせていただきます。

本日は暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

では、まず冒頭、会議のマイク使用の注意点でございます。逐語録を作成しております関係で、ご発言される際には必ずマイクを使用してご発言いただきますようお願いいたします。また、ご発言の際にはマイクをオンにし、発言が終わりましたらオフにしてください。マイクは3～4人に1本程度でのご使用となっております。恐れ入りますが、適宜マイクを回していただくなど、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

また、別件ですが、本日、現委員での最後の委員会ですので、全体会合終わりましたら、懇親会を予定しております。事前登録はいただいておりますが、本日登録いただいても参加できますので、急遽参加できるようになった方がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡いただければと思います。

それでは、村山委員長よろしく願いいたします。

○村山委員長 それでは、進めさせていただきます。

まず初めに、環境レビュー結果報告についてお願いをしたいと思います。

本日は、バングラデシュの鉄道橋建設事業となります。

準備ができましたら、ご説明、よろしく願いいたします。

○川谷 ありがとうございます。

では、まず1つ目の議題ということで、バングラデシュジャムナ鉄道専用橋建設事業の環境レビューの結果についてご報告を申し上げます。

助言につきましては、10個ほど助言をいただいておりますが、それぞれご説明を申し上げたいと思います。

まず、1点目ですが、ジャムナエコパークという、ジャムナのジャムナ鉄道専用橋の西岸と東岸にあるほうの西岸にあるエコパークでございますが、こちらについては、保護区ではないものの、その一部の区域の樹木は本事業によって伐採の対象となっているため、その歴史的背景及びその影響の程度を踏まえ、植生と連続性に配慮した代償植林計画の策定及びその生態系への影響のモニタリングを実施するよう、申し入れることとの助言をいただきました。

これにつきまして、環境レビューにおきまして、実施機関であるバングラデシュ国鉄に申し入れを行いました結果、合計5万本の複数種類の樹木の代償植林計画の植生と連続性に配慮した代償植林計画を策定すること、また、その後も定期的モニタリングを実施することについて、合意を得ました。

2点目につきまして、カワイルカのサンクチュアリについては、JICAのガイドラインでの保護区としての観点から、サンクチュアリへの影響も確認することのご助言を

いただいております。

これにつきましては、カワイルカの生息地であるこのサンクチュアリについては、保護区として設定されていることを確認いたしました。一方で、この保護区につきましては、建設現場から40キロほど下流側にございまして、十分な距離が保たれていることから、工事の影響は当該サンクチュアリに及ぶとは想定されないということは、実施機関側と確認をしております。

3点目ですが、EIAで示されている緩和策やモニタリング、特に野生生物、カワイルカ、渡り鳥、魚類等への影響のモニタリングを、工事中、供用時とも実施するよう、実施機関に申し入れることとの助言をいただきました。

これにつきましては、モニタリングについては、工事期間中は、バングラデシュ国鉄及びコンサルタントの管理のもとで施工業者が行うということ、供用後は、バングラデシュ国鉄がモニタリングを実施するという合意をしております。

4点目ですが、洪水への影響は不確実な側面が多いため、必要に応じて供用時のモニタリングやステークホルダー協議の実施を実施機関に申し入れることとの助言をいただいておりますが、これにつきましては、環境社会影響評価の結果によりますと、工事や供用による洪水発生リスクについては軽微であるとされております。一方で、工事期間中は、水位や中洲の生成・消失状況について目視を行うとともに、周辺住民への聞き取りを通じましてモニタリングを行う予定でございます。また、必要に応じてステークホルダー協議を実施することについても、実施機関と合意をしております。

5点目ですが、事業の実施による生計への影響について引き続き把握した上で、中州を利用した農業、漁業等への負の影響が確認された場合には対策をとるよう、実施機関に申し入れることとの助言をいただいておりますが、これにつきましては、ステークホルダー参画計画等に沿いまして、協議や調査をバングラデシュ国鉄が実施し、洪水に伴う生計活動等の影響を確認するとともに、必要に応じてバングラデシュ国鉄が対策をとることについて合意をしております。

6点目ですが、建設キャンプにつきまして、宿泊施設等、ジェンダーに配慮した建設キャンプの設計がなされるよう申し入れることとの助言をいただいておりますが、これにつきましては、建設キャンプでの女性用の休憩所や礼拝場を設置する等の配慮をすることを実施機関と合意をしております。

7点目ですが、苦情処理メカニズムにおきまして、セクシュアルハラスメントや性暴力に対する申し入れが可能であることを申し入れるよう、助言をいただいております。

これにつきましても、実施機関に申し入れました結果、セクシュアルハラスメントや性暴力等の苦情を苦情処理委員会に申し立てができるということを確認し、これを労働者や近隣住民に周知する旨について合意をしております。

8点目につきましては、地域住民と他地域から流入する労働者の衝突のリスクを想定し、地域住民を建設労働者のための訓練プログラムに招待する、労働者と地域住民と

の定期的な意見交換を実施する等のリスク緩和策をとるということについて助言をいただいておりますが、これについては、このリスクを回避するために、他地域から労働者が参加する訓練プログラムの実施、そこに地域住民を招待するということですか、労働者間の意見交換会を実施するというところで、実施機関と合意をしております。

9点目につきましては、地域住民に対してもHIV/AIDS等の予防啓発プログラムを実施するよう申し入れるというところで助言いただいておりますが、これについてもかかるプログラムを実施するというところで、実施機関と合意をしております。

10点目ですが、人身事故や家畜の事故を防止する観点から、ステークホルダー協議において、住民から要望があった鉄道敷のフェンスや、注意喚起のための標識の設置について申し入れることとの助言をいただいておりますが、これについても実施機関とそのように合意をしております。

こちらからは以上になります。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、今のご報告について何かご質問あるいはコメントありましたら、お願いいたします。

田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 すみません、単純な質問で申しわけないですが、この助言対応結果があるものと、それから環境レビューのもう1つ、A3の紙がある場合とあり、今回、A3がない理由をちょっと教えていただければ。

○永井 事務局から回答させていただきます。

A3フォームは、昨年6月か5月ごろ、フォームを変えさせていただきました。昔はA3のフォームでしたけれども、最近は確認済み事項と確認結果表に変えさせていただいております。以前、A3でご説明していた案件は、そのままA3で説明してありますが、基本的には新しいフォームで対応させていただいております。

○田辺委員 その新しいフォームで対応させていただいているほうと、2つある場合があるじゃないですか。今回、助言対応結果の……

○永井 そうですね。これは元々は助言だけが左側にあって、その対応結果という形なので、このフォームは別に新しいフォームというよりは、助言対応結果をご説明するためにつくった一覧表になります。

○田辺委員 それで、環境レビュー方針の追加確認事項を記載しているものについている場合と、今回みたいについてない場合があるのですけれども、これは。

○永井 これは、環境レビューの追加確認事項は、何カ月か前に既にお配りをさせていて、そこで追加確認事項としてご説明をさせていただいているので、今回は配付しておりません。

○村山委員長 今日レビュー方針のご報告をいただくものがあるんですけども、この中には委員会として助言を出したものと、それ以外に担当部のほうでご用意いた

だいているものがある、方針の段階では合意する、あるいは記述するという表現になっているんですが、その結果を今回のこの結果報告というところでご報告いただくというのがあるような気がするんですね。助言に対する結果についてご報告いただく形はあると思うんですが、それ以外についてもご報告いただいてもいいような気がします。

○永井 助言以外の追加確認事項の確認結果という形でございますか。

検討させてください。今までこういう事例がなかったもので、ちょっと対応については検討させていただきたいと思います。ご趣旨は理解いたしました。

○村山委員長 それ以外いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今日のご報告でいくと、特に実施機関との議論の中で大きな問題はなく合意ができているという状況と、理解してよろしいでしょうか。

○川谷 はい。特段、問題はございませんでした。

○村山委員長 わかりました。

いかがでしょう、よろしいでしょうか。もしないようでしたら、これでご報告いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

では、この件、これで終わらせていただきます。

それでは、次にワーキンググループの会合報告及び助言文書の確定に進めたいと思います。

今日は1件で、バングラデシュの直接投資促進事業、有償資金協力のドラフトファイナルレポートの段階ということです。

では、主査を久保田委員にお願いをしております。ご報告よろしく願いいたします。

○久保田委員 久保田でございます。遅くなりまして、申しわけありませんでした。

バングラデシュ国「外国直接投資促進事業」という有償資金協力案件のドラフトファイナルレポートに関するワーキンググループを、6月18日にとり行いました。委員としましては、石田委員、谷本委員、林委員にはメール審議でご参加いただきまして、久保田と4名で担当いたしました。

1ページおめくりいただきまして、次のページから助言案と論点ということで挙げさせていただきます。

本件、工業団地の造成ということが案件の主な内容になるわけですが、その中でどのような点がまず助言で挙げられましたかといいますと、全体事項といたしましては3つございます。

1つ目には、浚渫及び土砂の埋め立てについては、雨期・乾期におけるそれぞれの作業上の留意点を詳細設計の段階において精査される予定であるということとFRに記述することということでさせていただきました。かなり浚渫及び土砂の埋め立ての量が出てくるということが想定されているというご報告がありましたので、これについて

は、バングラデシュ、特に雨量が多い時期もございますので、そういったことをきちんと配慮した上で、どのような作業上の留意点があるかというところをもう少し詳細に記述してくださいということで、コメントをさせていただきました。

2つ目ですけれども、工業団地から出てくる廃水処理の方法について、このドラフトファイナルの段階では活性汚泥方法について記載をしていただいております。もちろん、この活性汚泥方法自体は一般的に使われている方法論ではあるかと思うんですが、廃水処理の方法といたしましては、コストですとか処理効率といったところ、あと、排水の性状等も、やはり工業団地によって、またそこに入ってくる産業によって変わってくるというところもあるかと思っておりますので、他の処理方法についても検討して、FRに記述してくださいということでコメントをさせていただきます。

3つ目ですが、これが少しちょっと問題としては大きいかなというふうに、我々、委員全員、認識しているところなんですけれども、非有害廃棄物・有害廃棄物の両方に関しまして、現時点、ドラフトファイナルの時点ではあるんですが、まだこの受け入れ先については決定していないということがご報告にありました。

今、検討されている方法としましては2つありまして、オプション1としては、バングラデシュの北部にあるフランスのセメント企業に、キルンに投下するというオプションを考えておられると。

2つ目については、まだ着工していないということでしたが、2018年7月からIMO、海洋系の国際機関が船舶の廃棄物についての最終処分場をバングラデシュに対して支援をするというお話があるそうで、そちらのほうでも受け入れをしていただくことが可能性としてあるというようなことで、この2つがオプション、2つ示されたんですけども、どちらについてもまだ交渉の段階にも至っていないということで、こういったオプションがありますという提示だけだったというふうに理解をしております。

このドラフトファイナルの段階にあっても、こういう形で廃棄物の受け入れ先というのが決まっていないというのは、これから実施をしていくに当たって、この廃棄物の受け入れというのは、どうしても必ず出てくることになるかと思っておりますので、もう少し具体的な決めがないと、進めるのは非常に心配だなということで委員のほうからもお話しさせていただきました。この廃棄物の排出量ですとかコスト、あと輸送のコストですとか受け入れ側の処理量、もしくは技術に関して、もう少しサイト、オプションを検討いただきたいということと、あと、この経済特区から排出される廃棄物の受け入れ先については、着工・土地造成が開始するまでには必ずを確定をしていただきたいという助言にさせていただきます。

環境配慮でございます。

4つ目ですけれども、こちらについても、今回のこの案件について主な論点の一つに挙げたところですが、各入居企業が順守すべき排水基準ですとか、工業団地に関する排水基準というのは、まだバングラデシュ、この案件についても、バングラデシ

ユ国内での環境法に基づく排水基準というのもないという認識で、検討が進められているところです。

冒頭、案の中でお示しいただいていたのは、IFCのEHSガイドライン、もしくはASEAN諸国における他の工業団地ですとか経済特区を先行事例にした廃水処理基準を定めていくということで、検討としてはドラフトファイナルの中に示されていたんですが、これにつきましても、いまだどの排水基準を適用していくかというところは、まだ決められていないという状況というところには、委員全員、憂慮しているところです。少なくともこの入札段階には、工業団地全体の団地の中で集中処理を行う廃水処理技術が整備される必要がございますので、この段階までには少なくとも廃水処理基準、きちんと定めていただきたいと。また、その定められた基準が国際的な基準に合致し、また、適正な基準であるというところを先方政府ときちんと合意形成をしていただきたいという内容にしております。

また、この設定基準に基づいて、今後、BEZAという工業団地の管理公社が管理・モニタリングをしていくわけですが、この方法についてもFRに記述していただきたいというふうに助言させていただきました。

5つ目ですが、浚渫によるカワイルカへの影響が予想されているというような記述がございました。これにつきましては、最小限に抑えて、緩和策及びモニタリング計画をきちんと策定して、FRに記述いただきたいというふうに助言しております。

最後は社会配慮事項ですが、6つ目としまして、プロジェクトサイトで漁業を営む人たちへの影響を、詳細設計の段階できちんと調査をしていただきまして、緩和策を実施するというのをFRに記述いただきたいということで、お願いをしております。

助言案の内容については以上です。よろしくお願いたします。

すみません、論点も引き続きご説明させていただきます。

論点につきましては、今回、1つ挙げさせていただいております。今、環境配慮の4つ目の助言案のところでご説明しました工業団地事業における排水基準の制定及び廃水処理と管理についてということで、論点に挙げさせていただいております。先ほども申し上げましたとおり、バングラデシュでの工業排水基準については国が定めるものがない中で、こういった経済特区を進めるといような案件が動いてまいりますと、まず国の基準を決めるというのは非常に時間もかかることですので、恐らくこの工業団地に特化した基準を決めるということが先行するかと思うんですが、このときに、やはりこの案件で決められていく基準というのが、今後バングラデシュにおける工業排水基準規定にベンチマークとして使われていくというような可能性もございます。

また、この工業団地の案件では、集中排水として工業団地で一括に廃水処理する部分と、企業がそれぞれの処理施設を設けるとい、2つ、ツーステップアップアプローチというふうに呼ばれているかと思うんですが、こういった処理をされていくということで、こういった計画がなされていくかというところも、ほかの工業団地もしくは経

済特区等を今後つくっていくというような事業では、かなりきちんと基準が定められていくことが検討されていくべきというところかと思しますので、今回、こちらを論点にさせていただきました。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、今のご報告について何かお気づきの点ありましたら、お願いいたします。作本委員、どうぞ。お願いします。

○作本委員 バングラのこの件は関心を持っていたんですけども、ワーキンググループ出られませんでしたので、ちょっとここで二、三、担当された方、あるいはそれ以外の方から教えていただければと思います。

バングラデシュは御存じのように法整備がほとんどできておりません。入り口と出口だけの法律だけであって、環境保全法があって、その下にルールがあって、あと基準値がそこに入っている。それだけのまだ法整備で、個別分野の公害物質の法律はできていません。そういう中で、このアセスに関して2カ月以内に実施しなさいと言われつつも、実は期間が短過ぎるという、いろんな弊害を伴っているこの国なんですね。

それで、ちょっと幾つかわかる範囲でも教えていただきたいんですけども、この事業のまず業種です。この国は、御存じのように4つに、グリーン事業、あとオレンジをAとB、あとレッド、いわゆるかなり汚染が予想されるような、4つの分類にしているんですけども、JICAさんの説明では軽工業と書いてあって、前に食品も、食品加工を含めていましたよね、数日前に添付でいただいた。今日見たら、その食品加工というのは入っていないんですけども、特にサラダ油というかオイル、食用油、これは先ほどオレンジのこのB、いわゆる汚染度が高いほうに、これ含められているんですね。いわゆるここでJICAさんが軽工業と言われているんですけども、軽工業というのは、グリーンじゃないとすると、オレンジの中のAなのかBなのか。

今日、これ、今、添付でいただいている資料の中から食品業抜けてまして、いわゆるBじゃなくて、むしろAの軽いほうの工業ですね、そちらのほうを含めているかに見えるんですが、この対象業種、何が入るかによって工業団地の性格が特定されることになりますし、入居企業が今度、この結果、アセスをやるべきなのかどうなのか。アセスをやるのはレッドだけなんですね。いわゆるアスベストをつくるような、そういう製造業とか殺虫剤とか、そういうところがここで要求されることになるんですが、JICAさんはこの工業団地の中で、いわゆるターゲットとしては、オレンジの中のAかBなのか、レッドを排除される予定なのかということをお伺いしたいと思いません。

あと、タイなんかですと、こういう工業団地の場合、監督庁が、役所があるんですけども、ここではないですね。DOEが監督する、監視されているんですけども、実際、制度がなくて、こんなことができるわけがないんですね。

私も今、来る前に2010年のこのバングラの法律とあと規則、これを読んできたんですけれども、いわゆる基準値を超えた場合に、これはルールに入っているんですけれども、基準値を超えた場合にやっこの長官は汚染削減措置を命ずることができ、違反をしなければ口を出すことができないというような仕組みになっているところで、本当にこれは機能できるのかと。いわゆる工業団地でタイの場合にはかなり厳しく行われているわけですが、立ち入り検査だとか記録保管義務だとか公害防止管理者制度をタイは採用しまして、そういうような監督責任を誰が本当、最終的に責任を持って、法規上も対応されるのかということを考えますと、今度、JICAさんとしても、これはソフトも、ソフト支援といいますか、案件は今すばらしい段階での事業だと思っていますけれども、やっぱりソフト支援も絡めた形でミャンマーと、特に東南アジアでもミャンマー、あるいは南アジアのこのバングラですね。あるいは、制度支援とかソフト支援とか、あるいは処分場の設置基準、あるいは焼却炉の基準、こういうこともできればセットにした形で支援を行うべきじゃないかな、していただければありがたいんじゃないかなと思います。

あと、先ほど、別件のバングラでもカワイルカの話がありましたけれども、カワイルカがもしいるような、エコロジカリークリティカルエリア、もしこれに当たるとすれば、この事業は展開しちゃ、実施はいけないことになっていますし、あるいは用水池、こういうものがもしあって、これを取り壊すことが万一含まれるようなことになれば、法律上も禁止されているというか、この2つの懸念が最後はないのかどうか、このあたりをちょっと教えていただければありがたいと思います。どちらからでも、わかる範囲で。

○久保田委員 JICAさんのほうから。

○弓削 JICA南アジア部の弓削と申します。どうぞよろしく願いいたします。

いただきました質問につきまして、まず2つ目の件、カワイルカの件から答えさせていただきます。後に環境レビューのところで説明させていただきたいと思いますが、今ご質問いただきましたので、ここで説明させていただきます。

こちらは環境レビューの資料になっておりますけれども、確かに今回の調査におきまして、土地の造成を行い、そのための土に関しましては、メグナ川から採取するというので……

○村山委員長 すみません、ページ数を教えていただけますか。

○弓削 ページ数は7ページでございます、環境レビュー資料の。

○村山委員長 前のスライドが見えないので。

○弓削 すみません。7ページを見ていただければと思います。

○村山委員長 7ページ。はい。ありがとうございます。

○弓削 すみません。環境レビューの項目3の自然環境について記載されている7ページを見ていただければと思います。

生態系の項目ではEIAを実施する過程でカワイルカに対する懸念が確認されておりますが、それについての緩和策につきましては、過去の文献及びヒアリング調査では、対象地域で生息が確認されているために、工事期間中には下記に書いてあるような項目を実施して、カワイルカの生態を考慮した緩和策を実施することを、調査を実施することを提案しております。具体的には、夜間の照明使用量を最低限に抑えることとか、浚渫にはノイズを極力抑えた機材を使用することなど、そして、カワイルカ専門家の指示のもと、定期的にPinger（これはソナー装置みたいなものを想定しておりますが）を使用しまして、浚渫エリアへのイルカの接近を防ぐ等の方策を採ることを検討しております。こちらに関しましては、助言のほうでもいただいたとおり、緩和策を実施していきたいと考えております。

また、この地域がエコロジカリークリティカルエリアかどうかということですが、土砂採取地に関しましては、今のところはそれに当たらないことを確認しております。

あと、いただきました1つ目の質問の件ですが、どういった業種が対象になるかということに関しては、やはりまだデベロッパー企業がテナント企業の募集をかけてないということもありまして、幾つか候補となる業種を挙げさせてはいただいておりますが、正確にはわからない状況ではあります。ただ、これに関しても、既存のダッカEPZとか、既に入っている日本企業等のヒアリングに基づきますと、先ほど委員もお話いただきましたが、例えばアパレルやプラスチック、二輪、場合によっては味の素さんのような食品関係の企業も入ってくる可能性はあるのかなとは思っております。ただ、これについては今の段階でははっきりとこの業種だと言う事は分からない状況ではあります。

特区で認められる業種についてレッドカテゴリーを排除するかどうかという話もありますけれども、現状においてはまだ企業の種類が確認できないということがありまして、今後、デベロッパー、企業と政府が議論をする中で、そして特区を開発・運営するSPCを設立する中で議論して決めていくことになるのかなと理解しております。

○作本委員 ありがとうございます。

最初のこのカワイルカの話ですけれども、エコロジカリークリティカルエリアって、2010年の法改正で入った、この地域に該当するか、これは政令で指定するということになっているんですが、それを確認していただきたいです。専門家をお呼びされて、注意を払われて、それはありがたいことですので、このどこの地域がという、ここに含まれているかどうかということをもし確認していただければ、ありがたいと思います。

2つ目の今のもう一つの業種なんですけれども、これはそうすると、さっきのグリーンカテゴリー、Bカテゴリー、あるいはレッドという、こういうものをごちゃごちゃに入れる予定があるんだとすれば、やはり今のこの建設方法というか、その廃棄物処理が一番問題になるかと思えます。よほど注意されないと、もうごちゃごちゃになっ

てしまうと。結果、汚染が起こってからしか対応できないというような今のバングラの法律になりますと、これはちょっと今の段階で予防的というふうには考えられないんじゃないかという気がするんですが、いかがでしょうか。

○弓削 すみません。まず、1つ目の質問のECAの話ですけれども、サイトに一番近いECAに関しましては、バングラデシュのダッカの市内にありますグルシャンレイクであることを確認しておりますが、メグナ川に関してはそういった地域には含まれないということは確認しております。

2つ目のご質問の件ですけれども、確かにご助言、もっともだと思っております。これにつきましては、どういった業種を入れていくかということだと考えております。特に産業廃棄物、つまり企業活動の出口のところと関連しまして、そこがバングラデシュに重く深く環境負荷がのしかからないように、廃棄していく必要があることについて、デベロッパー側やバングラ政府側に対して申し入れをして、そういった事態を防いでいきたいと考えております。

○作本委員 今の廃棄物の件は、先ほどの主査の方からもお話があったんですけれども、やはりミャンマーでのティラワの経験をJICAさん、持っているわけですから、できるだけ共有していただいて、特に、やはりバングラに似ていますけれども、ミャンマーの場合にも、自分で処分できる処分地を持ってないんですね。もともとそういう発想、立っておりません。そういうような国でこれからこういう受け皿をつくらうという、そういう立派な事業ですので、ぜひ一般廃棄物処分場、あるいは有害廃棄物、セメント工場、これはインドネシアが昔やったことですね。国立セメント工場と契約を結んで、そこで焼却処理してもらう。初期はそれでもいいかと思うんですけれども、そうすると、今度、焼却処分場のこの建築基準、今、焼却類もたくさん海外に売れますけれども、そういう建設基準、あるいは一般処分場までもしつくるならば、その建設基準も日本はぜひソフトな形での支援を、JICAさんならできると思うので、考えていただければありがたいと思います。

○久保田委員 すみません、ちょっと補足なんですけど、先日のワーキンググループの会合以降、どういった対策がとれるのかというのを、過去の環境配慮の助言案、助言事項とかも見ながら考えていたんですが、もし万が一、この有害廃棄物処分の出先とか、持っていき先がなかった、もしくはなかなか合意に至らないというときに、考えられるのは、一たんこの工業団地の敷地の中に仮置き場というような、保管するようなスペースをつくっていただくというの、一つの案なのかなというふうに思いました。

業者の認可というの、先ほど作本委員からのご指摘ありましたように、法規制や執行という意味では、かなりいろいろ怪しい部分が残る国だと思いますので、そういった意味では、まずは工業団地の中にとどめて、コントロール下に置いておくというのは、一つとれる対策かなというふうに思います。

それ以降については、やはり有害廃棄物処分できる、輸出といたしますか、海外での、外国での処分というようなことも検討できるかと思えますし、まずは、とにかく工業団地から、外から出してわからない状態にしないと。その行き先をわからない状態にしないというのが一番大事かと思えますので、仮置き場のスペースを設置するということについては、当面の措置としてはご検討いただければいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○村山委員長 何かコメントありますか。特になければ結構ですが、よろしいですか。

では、先に田辺委員から。

○田辺委員 この北部のセメント工場は、ラファージュのセメント工場でしょうか。

○弓削 そうです。

○田辺委員 こちらは、以前、先住民族の土地の問題でIFCに異議申し立てがかけられた案件でして、いずれにしても、周辺住民との恐らくこういった廃棄物受け入れに当たっては、きちんと説明して、周辺住民と合意をきちんと得る必要があるのかなと考えていますが、いずれにしても、そういった過去の経緯としては、非常にシビアな場所だということをご理解いただければと思います。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

では、森委員、どうぞ。

○森委員 先ほど、作本委員からコメントがあった廃棄物の件の続きなんですけど、最初に久保田委員からも説明がありました。今日、最後のあれなんですけれども、私もずっと今期、たくさん案件かかわって、廃棄物のことは一貫して言ってきたんですけども、ドラフトファイナルにおいても、具体的な廃棄物の処分場とか、どういう廃棄物だとか、あんまりそういうのを聞いた覚えがないんですね。JICAの久しぶりにこのガイドライン、見させていただいたんですけど、鉱工業のところはちゃんと廃棄物という項目があって、どこで処分するとか、そこからどういう水が出てくるか検討するというふうになっています。なので、そういう観点からすると、現段階での検討状況がそういう基準に照らしても必ずしも十分でないのかなと、このように思います。

その実施、実際にこれが運用するまでに検討すればいいということかもしれませんが、それにしても、立地する企業の廃水とか廃棄物を、彼らの責任でどこまでやって、多分、集中廃水処理とか、そこから出たもの、廃棄物を処理するとかってなると、それにかかるコストについては企業から徴収するとか、いろいろありますよね。そうすると、企業の入居条件にもこういうのが響いてくるわけですよ。だから、結構、本質的なことじゃないかと思うんですね、私は。

なので、こういうドラフトファイナルのときには、やっぱりこういうのはきちんと、想定もした上ででしょうけれども、議論して、こういう形で処理するんだと、コストについてはこう考えているというような、もう少し具体的な検討が望ましいのではな

いかと私も思いました。

ありがとうございます。

○村山委員長 そのほかいかがでしょうか。

日比委員、どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。

ちょっとカワイルカのところに戻るんですけども、この環境レビューの方針とかぶってくるところがあるかと思うんですけども、一つに、助言のほうで主に環境配慮の5番で、工事中の浚渫における影響に触れられているんですけども、多分、カワイルカの影響って、浚渫だけじゃなくて、供用後も出てくるのではないかと考えています。例えば産業団地からの廃水なんかも含めて影響があり得るんじゃないかと。その辺がどのように対応がされるのかなという点。それと、環境レビューのほうの資料になっちゃうんですけども、今ご説明があったので見ていたら、レッドリストで希少種というふうになっているんですけども、レッドリストの日本語訳は、いろいろあって、ややこしいんです。多分、エンデンジャードは絶滅危惧種あるいは危機種というふうに説明されることが、日本語では多いと思います。ちょっと希少種だと若干、絶滅危惧よりは軽くイメージとしてはとられるので、そこは再度ご確認いただければと思います。

○弓削 カワイルカの分類の件に関しましては、ありがとうございます、これはちょっと用語がミスリーディングだったかもしれませんので、これは「危機種」ということで記載を変更させていただきたいと思います。

それから、廃水の件に関しましても、確かにおっしゃるとおり、廃水の基準に関しましては、企業の一次処理という段階と、特区全体の中でそれを廃水処理していく二次処理という段階がありまして、その中で、各物質をどの程度の基準以下のものにしないといけないという事を決めていく必要がありますが、これにつきましては、基本的にはバングラデシュの国内法を想定しておりますが、場合によっては、IFCやASEANの等の国々の基準などを設けて、水質についてもコントロールして、対策を立てていきたいと考えております。

○日比委員 わかりました。ありがとうございます。その基準のところの難しさも理解いたしました。

ただ、今のお話は、どっちかという出す側からのアプローチであって、そのアプローチでいくと、必要なことは検討して基準をつくったんだけど、結果的にはカワイルカにも悪影響が出たという可能性も、論理的に起こり得るわけで、絶滅危惧種であるカワイルカへの影響が回避・最小化されるのかという観点からも、ぜひ検討をいただきたいと思います。今お伺いしたのは、あくまでも基準をつくっていく際に、例えばIFCとか国内法とかに準拠して作っていくことになるかと思いますが、その結果、どういう影響があるのか。やはり、カワイルカは絶滅危惧種なので、JICAのガ

イドライン上、影響を出してはいけない対象になってくるかと思しますので、結果として、頑張ったんだけどやっぱりだめでしたねということにはならない基準づくりを、検討していただきたいです。

○久保田委員 すみません。先ほど日比委員からご指摘あったとおり、今の助言案だと、5ポツのカワイルカの言及のところ、浚渫によるというところしか書かれておりませんので、「供用時においても」というところは、文言として追加ください。お願いします。

○村山委員長 そうすると、5ポツについては、「浚渫及び供用時」に変えるということではよろしいですか。はい。

では、作本委員。

○作本委員 ありがとうございます。

ですけれども、4つの業種カテゴリーをなぜ混合しちゃいけないのかという理由なんです。もちろん、レッドの部分の、さっきアスベストを含め、そういう業種についてはアセスが対象になって、それ以外はアセスが対象にならない。だけど、ここの許認可のやり方というのは、まずロケーションというゾーニングが先なんです。許可ね。ロケーションクリアランスというのがまずあって、その次で環境クリアなんです。二段構えになっているんです。先ほど、業種別カテゴリーの中で、特にこのオレンジの中で、住宅地はもちろん禁止だけれども、オレンジの中のAの少し軽いほうについては、インダストリアルゾーンが好ましいけれども、だけれども、オレンジの中の残り半分のBグループについては、もちろん住宅地は禁止だけれども、もう一つ工業団地が好ましいということで、やはり土地利用とかゾーニングを区分けしているの、日本企業をもし受け皿としても、どこの業種でもいいよというわけにはこれはいかないんじゃないかと、工業団地でもね。そういうような考えを持ったものですから、対象業種をこの段階で絞らざるを得ないのではないかという、ちょっと考えを持ったものですから、そういうことを感じます。

以上です。

○村山委員長 コメントということではよろしいでしょうか。

○作本委員 はい。コメントということで。

○村山委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

こういう経済特区なり工業団地の事例というのは、ほかにも幾つかこれまであったんですけれども、入居する企業が定まってないという段階でどの程度の議論ができるかというのが、いつも悩ましいんですが、まだ定まってないということであれば、やはり厳しい側で考えざるを得ないということになると思いますので、今回出しているような助言、あるいは先ほどありましたようなコメントは、妥当な形かなというふうに私も思っております。

助言の案ですが、特にほかにご指摘がなければ、先ほどの5番目の部分で、「浚渫による」というところを、「浚渫及び供用時における」ですかね、「カワイルカへの影響」というふうに修正をするということになりますが、ほかには何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。もしないようでしたら、助言についてはこれで確定ということにさせていただきます。ありがとうございました。

では、引き続き、この案件に関する環境レビュー方針の報告についてお願いをしたいと思います。先ほど既に一部ご報告をいただきましたが、そのほかの部分についてよろしく願いいたします。

○弓削 それでは、環境レビュー方針について私から説明させていただきます。もう既に議論が進んでおりますので、一部省略した上で説明させていただきます。

まず、資料の1ページ目を見ていただきたいと思います。

こちらは案件概要とありますけれども、事業目的に関しましては、既に工業団地の案件ということでご理解いただいておりますので、こちらに関しては省略させていただきます。

事業内容につきましては、複雑な案件ということもありましたので、このスキーム図を使ってもう一度説明させていただきます。

もう既に案内させていただいておりますけれども、この案件は3つのコンポーネントから成る事業でありまして、1つ目が、ツーステップローン事業で、今後、バングラデシュに進出する日本企業などに対して、中央銀行や市中銀行を通してタカ建ての融資を行っていくというコンポーネントです。

2つ目としましては、これはエクイティバックファイナンスの事業がありまして、これは日本側のデベロッパーとバングラデシュの公的な機関が、ジョイントベンチャー・アグリーメントを結びまして、スペシャルパーパスカンパニー（SPC）、つまり、特別企業体を設立しまして、そのSPCの設立のもとで特区を設立していく、そして、日本側とバングラデシュ側が出資する際に、バングラデシュ政府側の出資分に関して円借款通してしてエクイティを入れていく、という内容のスキームとなっております。

3つ目は、いわゆるセクターローンとなっておりまして、こちらは、特区のインフラと既存のインフラとをつなぐ道路などの周辺インフラを建設していくコンポーネントとなっております。

次のページを見ていただきたいと思いますけれども、こちらにレビュー対象のサブ・プロジェクトと書いてありますけれども、これは助言対象のサブ・プロジェクトが、3つあるコンポーネントのうち2つのコンポーネントの事業、つまり、エクイティバックファイナンスのコンポーネントとプロジェクトセクターローンのコンポーネントであることを意味しております。そして、エクイティバックファイナンスのコンポーネントにおきましては、この右側を見ていただきたいと思いますんですが、主に特区の基盤の設

備、基盤の整備、給排水の設備、廃水処理設備、特区内の道路、特区内の排水水路などを建設していく予定であります。

次のプロジェクトセクターローンに関しましては、対象となる事業が、いわゆる土地造成、特区から国道に接続するアクセス道路、屋外に排水する排水路と貯水池、そして通信網、これらが対象となります。

環境社会配慮に関しましては、カテゴリーFIとして分類させていただいております。そして、次に主な確認事項を説明させていただきます。

一部既に議論をさせていただいておりますけれども、まずは全般事項の中の、EIA報告書及び環境許認可の件について報告させていただきます。

これにつきましては、既にお話がありましたけれども、環境保全規則のもとで規制が4つのカテゴリーに分類されており、本事業に関しましては、懸念される環境影響が最も大きいレッドカテゴリーに分類されまして、レッドカテゴリーの場合は、EIA報告書の承認や環境許認可の証明書、ECCの取得が義務づけられております。

そして、これにつきましては、一番下に書いてありますとおり、EIAに関しては、2018年5月27日に環境局、DoEによって承認済みとなっております、そのEIAについては、6月13日にJICAのウェブページ上で公開しております。

これに対する追加確認事項としましては、ここに書いてあります通りですが、許認可に記載されている附帯条件について、事業実施において条件を順守する旨を、相手国実施機関であるBEZAと合意したいと考えております。

それ以外の事項としては、ECC以外に必要な許認可が幾つかありまして、一つには、工事前の樹木伐採に係る許認可の獲得があり、それ以外には工事中の浚渫に係るEIAの承認や供用時に各認可企業が実施する事業に対して必要となるEIAの承認があります。今後はこういった許認可等の承認見込み時期などについて確認していきたいと考えております。

2つ目に進みたいと思いますが、代替案件等に関しましては、前回は議論しましたので、ここでは省略させていただきたいと思っております。

次のステークホルダー協議に入らせていただきたいと思います。

ステークホルダー協議に関しましては、スコーピング段階で2017年11月に開催しております、DFR段階においては2018年4月30日に開催しております。そして、スコーピング段階におきましては、プロジェクト概要、EIA、RAP調査のTOR、想定される政府の影響、影響の範囲などについて説明いたしまして、DFRの段階におきましては、検討された補償、そのほか生計回復支援策や緩和策などについて説明が行われております。これまで2回開催されましたけれども、ステークホルダー協議を通じて特段の反対意見などは確認されてはおりません。

今後の確認事項としましては、今後、詳細設計段階に入っていくと思っておりますけれども、この段階においても適宜ステークホルダーズミーティングを開催しまして、特に

EIAなどを改訂する場合は、ステークホルダー協議をもう一度開催して、ステークホルダーの意見が反映されるように合意していきたいと思っております。

次に進めたいと思います。

次は、環境管理計画、EMPとEMoP、モニタリングフォームということで、それに関しての確認事項と未確認事項について説明させていただきます。

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、入居が想定される業種としましては、農業加工、これには食品加工等も含まれますけれども、これにプラスチック、アパレル、アクセサリ、それに繊維、それに自動二輪、そういった軽工業中心であることを確認しております。

それを前提として想定している実施体制は以下のとおりとなります。なお、これについては段階ごとによって体制が異なってきますので、ここは細かく説明させていただきたいと思っております。

まず、工事前、ここは主に土地造成の活動がありますけれども、これにつきましては、工事前の土地造成による影響に対しては、実施機関であるBEZAが備上するコントラクターが、EMP及びEMoPに沿って緩和策・モニタリングを実施して、BEZAが監督するという建付けであることを確認しております。

工事中に関しましては、オンサイトとオフサイトに分かれていますが、オンサイト、特区の中に関しましては、工事中の影響に対しては、SPCが備上するコントラクターが、SPCの管理のもとで、EMP及びEMoPに沿って緩和策・モニタリングを実施して、実施機関のBEZAが監督することを確認しております。

オフサイトインフラに関しましては、工事中の影響に対しては、それぞれのインフラを所管する関連省庁が備上するコントラクターが、関連省庁の管理のもと、EMP及びEMoPに沿って緩和策・モニタリングを実施して、これを実施機関のBEZAに結果を共有するという建付けになっております。

次は供用時になりますけれども、こちらもオンサイト・オフサイトに分かれていきます。

オンサイトに関しましては、まず入居企業の事業活動については、各企業が策定するEIAなどに含まれるEMP、EMoPの実施を各企業は行い、SPCが取りまとめて、実施機関であるBEZAが監督することを確認しております。特区内のユーティリティー設備に関しましては、これはインナーロードとか排水路等が例として挙げられますが、これにつきましては、EMP及びEMoPの実施はSPCが行い、実施機関であるBEZAが監督することを確認しております。

最後に供用時のオフサイトの件ですけれども、これは、それぞれのインフラを所管する関連省庁がEMP及びEMoPに沿って緩和策及びモニタリングを実施して、実施機関のBEZAに結果を共有することになっていることを確認しております。

そして、こちらはEMP、EMoP、モニタリングフォームに関する確認事項ですけれ

ども、なかなか複雑な実施体制になっておりますので、まずこの実施体制について間違いがないかどうか、これを実施機関と確認したいと考えております。それを踏まえ、コストやスケジュールに関しても確認・合意していきたいと考えております。

次の5番目の項目、モニタリングについてお話しさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、工事中、供用時などにつきまして、四半期に一度ないしは半年に一度、JICAにProject Status Reportなどを、報告書などを提出してもらうことによってモニタリングを実施していく、そういったことを主に考えております。

次の6番、情報公開につきまして、少しお話しさせていただきたいと思っております。

これに関しましては、許認可及び承認済みのEIAを、2018年6月13日にJICAのウェブサイトにて公開しております、RAPにつきましても、6月18日にJICAウェブページ上に公開しております。

また、JICAの情報公開ポリシーについては、先方政府に説明し、環境レビューまでに承認済みEIA及び許認可証、RAPにつきまして、JICAホームページで公開することを確認しております。

また、第三者から情報公開請求があった場合は、BEZAとの事前の同意に基づき、公開することについて、先方政府側と確認済みであります。

一方、今後確認する必要があることとしましては、RAPが実施機関、NGOフィールドオフィス、地域集会所などで情報公開されているかを確認して、未公開の場合は公開を申し入れたいと考えております。

次の項目、汚染対策について説明させていただきます。

まず、大気質ですけれども、こちらにつきましては、ベースラインのサーベイを実施しております、これにつきましては、バングラデシュのナショナルスタンダード及びIFCのEHSガイドラインの定める基準値以下であることを確認しております。

緩和策に関しましては、工事前・工事中もありますけれども、主に心配されるのは供用時でして、こちらに関しては、入居企業からの排ガス・粉じんが排出される見込みですので、これについては、各入居企業がEIAを作成して、緩和策・モニタリングを実施する方向性で実施することを確認しております。

これに関しましては、SPCが入居企業に対して、EIAの作成で適切な緩和策・モニタリングの実施を義務づけることについて、どうやって縛っていくかということがありますけれども、今想定しているものとしましては、SPCと入居企業が契約、いわゆるテナントアグリーメントのようなものを結びまして、それを通して縛っていくという仕組みについてBEZAと調整していきたいと考えております。

次に2番目の水質について説明させていただきます。

水質につきましては、表層水及び地下水のベースラインについて調査しております、一部のものに関しては、基準値を超過しているとの報告がありましたが、ヒ素や重金属の基準値超過に関しては確認されませんでした。

そして、廃水の問題は今、議論されておりますけれども、これについては、活性汚泥による処理が提案されております。

そして、それに対する緩和策に関しては、主に供用時においては、入居企業の事業実施により影響の可能性があるということなので、先ほども一度説明させていただきましたけれども、各入居企業がpre-treatment facilityなどを設けて一次廃水処理を施した後、特区内でまとめて浄化槽などによる二次処理が適切に施し、影響を緩和していくことについて合意しております。

これにつきましても、先ほどの議論並びに助言にもありましたとおり、今、検討している活性汚泥法以外にも、処理効率やコストの観点から、ほかの処理方法についても検討することを、実施機関などと合意していきたいと思っております。

また、廃水の基準に関しましても、IFCのEHSガイドライン及びASEANの基準などを検討した上で、可能な限り早く、入札準備段階の工業団地の廃水処理施設仕様決定の時までに、国際基準に合致をする基準について合意をしていきたいと思っております。また、それに伴う管理・モニタリングの方法についても、合意をしていきたいと思っております。

次の廃棄物についても既に一部、議論をさせていただいておりますけれども、現状における廃棄物の排水に関しましては、年間、全体で5,000トンほどの廃棄物が出て、そのうちの3,000トンはリサイクル可能で、2,000トンは不可能な廃棄物として出てくるということで想定しております。それに関して、今、想定されている廃棄物に関しては、多くは一般廃棄物ではありませんけれども、一部、産業用の廃棄物として、油分などを含んだいわゆるスラッジというものが排出することが想定されております。

現時点では、廃棄物処理オプションに関しましては、もう既にご指摘があったとおりですけれども、シヨナムガンジ郊外にあるセメント工場と、国際海事機関の支援のもとで産業省がチッタゴン県において計画している船舶解撤用の有害廃棄物処理場（2018年7月着工）による処理を想定しております。

そして、廃棄物に関する緩和策に関しても、工事前・工事中にも廃棄物が生じる可能性はありますが、特に供用時においては注意していきたいということを実施機関と確認しております。これについては基本的には入居企業の責任において、それぞれのEIAなどにおいて環境管理計画やモニタリング計画を策定して、関係局の監視のもとで事業を実施する予定です。一方で、実施機関であるBEZA及びSPCは、産業廃棄物処理業者の出入りの記録及び関係局のモニタリング報告書をもとに、入居企業の活動の監視を行っていく。そういったことを現在想定しております。

一方で、これについても、先ほどのコメント並びに助言にありましたとおり、非有害廃棄物・有害廃棄物、両方に対して、廃棄物の排出量、処理コスト、輸送コスト、受け入れ能力、また処理技術や処理能力を十分に考慮した廃棄物処理方法とサイトのオプションについて協議して、この経済特区から排出される廃棄物の受け入れ先を、

着工・土地造成を開始するまでに、この間に早く確定することを合意したいと思っております。

次の騒音につきましては、時間の都合もありまして、ここは省略させていただきまして、次の土壌について少し説明させていただきたいと思っております。

土壌につきましては、土質のベースライン調査を行っておりまして、その結果、マンガンとか亜鉛、鉛について、全て基準値内の数値であることを確認しております。

一方で、土地の造成に際して土砂の供給ができる場所としましては、既に議論が出ております通り、現状では、メグナ川に沿った川砂を使用することが推奨されておりまして、それに沿って想定される浚渫可能エリアを対象とした影響評価を行いまして、緩和策・モニタリング計画を策定しております。

これに関しまして、メグナ川は大河川で、浚渫許可は河川管理を管理する運輸省が毎年浚渫許可を更新しております、その都度、浚渫業者が必要に応じて申請することになっております。そのため、現時点では、本事業で使用する浚渫場所をここだということ特定することは、できていない状況にあります。ただ、一方で、施工開始前には、EIAの取得を通して場所を決めていくということで、それを通して管理していくことになると考えております。

こちらについては、先ほどもお話にありましたとおり、助言に雨期・乾期におけるそれぞれの作業上の留意点について、詳細設計の段階において精査することを合意することになっております、こちらについては、雨期・乾期における作業上の留意点について注意をした上で、詳細設計の段階においてその緩和策について入れていきたいと思っております。

次に自然環境について説明させていただきたいと思っております。

こちらは保護区に関しましては、特にないということで、省略させていただきます。2番目の生態系についてお話しさせていただきたいと思っております。

生態系につきましては、本事業はおおむね農地の上で実施されるものでありまして、重要な自然生息地は存在していないと確認しております。

また、本事業対象地には1,055本の樹木がありまして、これは伐採されることとなりますので、これにつきましては、環境局が定める植樹ガイドラインに基づいて、1本につき5本の代替植樹を実施機関であるBEZAが行うことを確認しております。

また、これは4つ目のポツになりますけれども、先ほど議論のありましたイルカの件に関しては、カワイルカの生息が確認されているため、これに対する適切な緩和策・モニタリングの実施が必要だということを確認しております、それについては実施していく予定です。

これについても、先ほども助言にもありましたとおり、浚渫並びに供用時における活動のカワイルカへの影響を最小限に抑える緩和策について、モニタリング計画を策定することを合意していきたいと考えております。

また、先ほどの樹木の伐採の件に関しましては、代替植樹に当たっては、植生と連続性を配慮した植林計画を策定し、それを実施していくことをBEZAと合意していきたいと考えております。

次の洪水と地形・地質の項目があるんですけれども、こちらは書いてあるとおりとなりますので、ここでは省略させていただきたいと思います。

次の社会配慮、こちらのページの説明をさせていただきたいと思います。

用地取得・住民移転に関しましては、本事業に係るRAPは、バングラデシュ国の用地取得法、JICAの環境社会配慮ガイドライン及び世界銀行のオペレーションポリシーに沿って作成済みであります。

そして、本事業の事業サイトの、特区開発エリア及びアクセス道路に関しましては、旧法である1982年法を適用しまして、排水路及び排水をためる貯水池に関しては2017年に改正されている新法を適用することを合意しております。ただ、補償額の算出に関しましては、被影響者に対して有利である新法適用と同額のものを支払う方針であることを確認しております。

そして、本事業の実施により219ヘクタールの用地取得が伴いますけれども、これについては1,714世帯、6,343名の被影響住民が生じること及び用地取得による住民移転対象が11世帯となっていることを確認しております。ただ、一方で、土地を失う地主の多くに関しては、首都ダッカに居住する不在地主であることを確認しております。

樹木と損失額については、下記のとおりになります。

次ですけれども、補償方針に関しましては、下記のとおりエンタイトルメントマトリックスで作成済みでありまして、補償対象となる土地や構造物に係る損失に関しましては、基本的に再取得価格での補償を実施することを確認済みとしております。

また、補償または支援に関しましては、用地取得前に実施されることを確認済みとしております。

この補償方針に関しましては、住民移転対象となった場合の金銭補償以外の場合に、その補償の有無を確認しまして、移転住民の生計が土地に根差している場合に関しては、土地に基づく移転を優先することを実施機関に申し入れるとともに、代替地提供を行う場合には、その代替地や実施体制、コストにつき確認して、合意していきたいと思っております。

また、再取得価格で補償が支払われるかという点は重要でありますので、これについても合意していきたいと思っております。

また、助言を1つ頂いておりますが、プロジェクトサイトで漁業を営む人たちが存在しておりますので、彼らに対する影響を詳細設計の段階で調査をした上で、緩和策を実施することを先方政府と合意していきたいと思っております。

次のRAPの住民協議、これに関しては、RAPIに係る住民協議を計15回開催しております。また、男性102名、女性33名を対象にして実施しており、その詳細について記載さ

せていただいております。

これについても、RAPが改定される場合等においては住民協議をさらに開催して、被影響住民の意見が反映されるように合意していきたいと考えております。

次の生活・生計に関しては、生計回復手段については3つの選択肢を考えておりました、1つ目としては、家畜の飼育や手工芸などにおける職業訓練と、2つ目は貧困ライン以下の家計や女性を家長とする家族に対する特別手当支給を検討しております。3つ目としては、特区が開設された場合の入居企業の雇用ポストの斡旋などが行われる予定であることを確認しております。

さらに確認する事項としましては、生計回復支援策として想定されている実施体制、費用の詳細などを確認して、合意していきたいと思っております。

次の社会的弱者・ジェンダーに関しましては、この内訳は下記の通り、1,700世帯中150世帯が社会的弱者の層に該当しまして、こちらに対しては特別補償の支給やトレーニングの実施、等を通して対応していくことを確認しております。

次の苦情処理メカニズムにつきましては、プロジェクトレベルと地区レベルで苦情処理を解決していくことや、GRC、苦情処理委員会を設立することについて確認していますが、このようなメカニズムの設置時期について更に確認していきたいと考えております。

次のRAPの実施体制、モニタリングにつきましては、実施機関のBEZAによる内部モニタリングに加えて、外部のモニタリングコンサルタントを雇用して、移転手続や補償プロセスを評価していきたいと考えており、これについては現在、実施機関が社会モニタリングフォームを作成しておりますので、こちらについても確認して、合意していきたいと思っております。

8、9、10の項目に関しては省略させていただきまして、最後に子供の権利、公衆衛生、労働環境について少しだけお話しさせていただきたいと思っております。

こちらに関しましては、特に造成やインフラの工事をする場合において、コントラクターが契約をする際に、児童労働とか、現場における感染症対策とか、労働環境においてOHSトレーニングを実施するといったことを徹底していくことに関して、入札書類に盛り込んでいくことを合意しております。

一方で、今後の確認事項としましては、供用時に入居企業が事業を実施する際に、児童労働、感染症対策、労務安全管理等に関して、入居企業に対するEMP等の実施体制について確認し、確実に実施するように合意していきたいと考えております。

以上が環境レビュー方針になります。ありがとうございました。

○村山委員長 ありがとうございました。

それでは、今のご報告について何かご質問がありましたら、お願いいたします。

田辺委員から。

○田辺委員 すみません。先ほどの問題と関係するのですが、この廃棄物の処理場の

周辺の住民協議は開催されるのでしょうか。

○弓削 それに関してはまだ実施してないんですけれども、今後、受け入れ先といたしますか、決まる段階において、確定しようとする段階において実施していきたいと考えております。ありがとうございます。

○村山委員長 久保田委員。

○久保田委員 すみません。テクニカルな話で恐縮なんですけど、廃棄物と廃水のところで2点あるんですけれども、まず水質のところでは5ページ目に、廃水処理方法としては活性汚泥による処理が提案されているということでここに書かれている一方、6ページ、めくっていただいて一番上の部分に、国内でまとめて二次廃水処理については浄化槽等で実施するということが書かれています。浄化槽って結構、日本特有の言葉で、浄化槽というと、活性汚泥処理も含む嫌気性と好気性の処理、両方を実施する処理方法のことを浄化槽というふうに言っていて、ちょっとここで2つ出てくるのは違和感があるなと思っています。

なので、今、好気的な空気を含んで処理をするというところを含まない活性汚泥処理だけがもし検討されているのであれば、ここが一番最後の文言についても、活性汚泥処理等ということで、浄化槽という言葉は使われるのはちょっと余り今、適切ではないのかなというふうに思いました。それは、一番最初の案件の内容、1~4、書かれているところの2ページ目ですが、廃水処理施設というところでも、(浄化槽)というふうになっていますので、ちょっとそこも再検討していただければというふうに思います。

2つ目ですけれども、この案件、廃棄物のところに関しては、あまり御存じないコンサルタントさんが担当されているんじゃないかと思って、ちょっと不安があるんですけれども、工業団地から出てくる廃棄物のほとんどは、産業廃棄物というふうに区別されているはずで、今、バングラの法律でどうなっているかわからないんですが、日本でも汚染申告のほとんどでも、工業団地から出てくる工業の過程、プロセスに出てくる廃棄物は、産業廃棄物とされるのが通常です。なので、一般廃棄物のほうが多いですというのは、ちょっと違和感がやはりここもあって、スラッジとか油分とか、そういったものだけが産業廃棄物だというふうに想定されるというのは、若干スコープが狭過ぎて、もう一度、その産業廃棄物の定義のところから見直していただいて、この排出量の推計についても考え直していただいたほうがいいのかなというふうに思いましたので、その点お願いしたいと思います。

以上です。

○弓削 1つ目のご質問の件については、承知いたしました。こちらは「浄化槽等」を訂正して、「活性汚泥処理等」と訂正させていただきたいと思います。

2つ目の件に関しましても、仰られたことも含めまして、再び検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

○作本委員 いいですか。すみません。また申しわけありません。

今の久保田先生がおっしゃったように、産廃、日本の場合は20種類、ガラスくずだとか、特定されております。それに比して、バングラではほとんどこういう規定がないんですよ。ですから、そのあたりの助言をJICAさんならば、こういう機会、仕事の数あって大変でしょうけれども、ぜひお願いできればと思います。

今、今度、入居企業にEIAを課すと、ちょうどタイがやっていたやり方と同じなんです。タイも工業団地をいっぱい持っていますけれども、入居企業がEIAをやるからいいでしょうと。実際は、先ほど申し上げられたような、テナントのアグリーメントに、入居条件ですね、入居契約、これによってほとんど入居する企業はアセスやってないんです。しかも、今回、レッドの企業を入れないとすると、全くやらない企業がこの工業団地にみんな入ってしまうという、そういうおそれがあるんですね。

そうすると、こういう廃棄物が出ましたけれども、汚れた水だとか汚れた空気、ちょうどタイでマブタプットの事件が起こりました、化学物質。同じことを繰り返す可能性がある。軽工業だからちょっと危なくないかもしれない。そういうことでは、こういう工業団地に向けては、ぜひ総量規制という手法があるんだと。排出基準を守って、バングラが違反したら規制をかけるという形になって、環境裁判所がありますから、すぐ持っていけるでしょうけれどもね、バングラの場合は。

だけれども、総量でまとまった地域でもって排出量を超えたらどうするんだって、これは多分、今、そういう発想はないですよ、この国は。だけれども、そういうふうなもう一つこういう考え方もあるんだけどって、もし提言していただけると、特に水と空気のこの部分ですね、ありがたいと思う。

単なるコメントです。

○弓削 廃棄物及び廃水に関しましては、ご助言いただいたとおり、何通りかの方法を検討した上で確認するということになっておりますので、仰られたことも含めて、複数通り検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○村山委員長 それでは、林委員。

○林委員 ちょっと質問させていただきたいんですけども、土壌の浚渫のところなんですけど、イルカの件もあるんですけども、モニタリングをするというようなことで、ここの同じ場所で浚渫を、この事業ではない、ほかのいろんなプロジェクトの浚渫も、ほぼ同じような場所で行われているのでもしあれば、自分たちのところだけモニタリングしてもしょうがなく、その辺の連携ってどうなっているかなというのが一つ質問なのと、イルカの件で特に浚渫だけ、先ほど助言で取り上げたのは、そこにイルカがいるというのがもう確認されていて、漁師さんが見ていて、なので、やっぱりちゃんときちっとやったほうがいいんじゃないですかという話で、供用時の場合だと、別の川に流れていきますよね、たしか廃水は。たしか川が、浚渫の川とプロジェクトがやっているのは随分内陸で……

○弓削 それに関しては、シタラカ川へ流れるということだと思わなければならないけれども、シタラカ川はメグナ川の支流ということになりますので、そういった意味では、支流から本流に入るときに合流するので、影響があるのかなとは思いますが。

○林委員 別に助言で供用が入ることに反対しているわけじゃ全くなくて、両方入れることはいいんですけれども、浚渫だけをまず最初に入れていたのは、本当にそこにいるというのがわかっているという事実がまず書いてあって、なので、その影響は多分考慮しなきゃいけないという。

そのとき、もう一つ気になったのは、先ほど申し上げたように、ここの事業だけの浚渫の話じゃなくて、ここの記述を見ると、毎年、雨期とか季節によって場所が変わってということは、複数の事業で同じような浚渫がしばしば行われているのであれば、その辺の調整というのはされるものなんではないかというのが質問です。

○弓削 すみません。1つ目のコメントにつきましては、メグナ川の浚渫場所が確実に決まっている訳ではありませんが、恐らくはJICA以外の他の多くの事業により浚渫が行われる可能性は多分あると思っております、その可能性については検討しておりませんでした。その影響についても検討していく必要があると思っております。ありがとうございます。

○村山委員長 ほかいかがでしょうか。

はい、鈴木委員。

○鈴木委員 2点お伺いしたいんですけれども、今の浚渫の話は、多分、国交省みたいな河川管理者が、船をナビゲートするために、航路維持のためにやるんだと思うんですよね。その話じゃないんですか。だから、どこを掘るかというのは、業者が勝手に決められることじゃなくて、河川管理者が決めることだと思いますよというのが1点。

それと、7ページが一番下に、カワイルカの専門家に聞いて、浚渫するところに近づかないように、音を出してバリアにするというふうに書いてあるけれども、それが対策なんですかね。カワイルカの行動を制限することで何を守ろうとしているというのが、僕にはわからないんですけども。

○弓削 1つ目のご質問に関しましては、仰る通りで、運輸省が河川の流れとか、土砂の堆積度合いなどを見た上でEIA等を通して許認可を出すということで、ある程度は業者の浚渫活動に対して抑えが効くのかなと考えております。

2つ目に関しましては、現地のイルカの専門家からいただいたアドバイスに基づいて、浚渫する場所にイルカを近づけさせないようにすることで、イルカの生態を守るといった内容の提案させていただいている次第です。

○村山委員長 よろしいですか。

では、ほかいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

では、これでレビュー方針については、ご報告いただいたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、ここで一たん休憩を入れますか。少し休憩をさせていただいて、その後、モニタリング報告に続けたいと思います。

午後3時54分休憩

午後4時01分再開

○村山委員長 それでは、再開させていただきます。

次の議題が、モニタリング段階の報告で、まず案件の進捗状況について報告をお願いいたします。

○村瀬 それでは、事務局の村瀬から説明いたします。

モニタリング段階の報告については、半年に一度、合意文書締結済みのカテゴリA案件について報告しております。前回は、今年1月の全体会で報告いたしましたので、その半年後ということで、今回、報告の機会をいただきました。

また今日はこの全体の進捗報告の後、個別案件のモニタリング結果についても引き続き説明させていただこうと思っておりますけれども、この個別案件のモニタリング結果報告の経緯について少し説明いたします。2017年7月の全体会で、報告のタイミングについては、各案件の状況を踏まえて、環境と社会のモニタリング結果の両方について、一定程度情報が出そろい報告可能な段階になったものから、年2回の全体の進捗報告のタイミングにかかわらず、報告させていただくといった手続きの整理をいたしました。

それで、今回、全体の進捗報告の後に報告をしますウズベキスタンのトラクルガン火力発電所建設事業についてですけれども、実は既に2015年6月の全体会で、一度、関係部が出席しまして、案件概要と用地取得に関する社会モニタリングの結果のみ報告をいたしました。そのときに、環境モニタリングについては公開対象でありましたが、工事が始まっていなかったものですから、当時、結果を報告しておりませんでした。このため、今回時間をいただきまして、この全体の進捗報告の後に、個別案件の報告として環境モニタリング結果のみ事務局のからまとめて報告させていただく予定で今回の議題を進めさせていただきます。

スライドをご覧ください。カテゴリA案件は、スライドのリストに載せましたとおり、全部で43件でございます。この表中の濃い網かけセルの案件は、環境、社会とも合意が得られず公開・報告ができない案件、薄い網かけセルの案件は、環境モニタリング結果のみ公開の合意が得られている案件、色なしのものは、環境、社会ともに合意されている案件ということになります。また、「進捗」の欄と「モニタリング結果の対象期間」の欄のところに、下線を引いております案件については、前回の今年1月の全体会合での報告以降に進捗があったもの、もしくはモニタリング結果の更新があったものとなります。

それで、まず、番号1番目のベトナム南北高速道路建設事業です。こちらについては、ホームページのモニタリング結果は前回から更新されておりません。現状を申し上げ

ますと、2018年の第1四半期の環境モニタリング結果が今、審査部に届いており、内容を確認中で、近日公開される予定ですが、特に今のところ大きな基準値からの測定値の超過などの問題は確認されておりません。これは近日中公開予定というものになります。

それから、3番目のインドのデリー高速輸送システム建設事業についてですが、これは前回からモニタリングレポートが更新されておらず、最新のモニタリング結果の提出を督促しているところです。なお、現在公開されているモニタリング結果について、PM10と騒音の測定値が基準値を超えておりました。対策については、モニタリング結果の提出とあわせて説明を求めているところです。また、この事業の進捗のところですが、前回、事業実施中と書いておりましたけれども、既に事業が完了しており供用中ですので、ここは訂正させていただきました。

次に、5番目のフィリピンの中部ルソン接続高速道路建設事業ですが、こちらは事業実施中となっておりますけれども、主要な項目のモニタリング結果がまだ出そろっていない状況ですので、結果が出そろった段階で、速やかに環境のモニタリング結果を案件概要とともに報告させていただく予定です。今はまだ結果がそろっていない状況であることをご理解ください。

次のスライドにいただいて、6番のパヌアツのポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業についてです。こちらは2017年6月に個別に報告をさせていただきました。そして、サンゴ礁の移植結果が芳しくないということから、現在、オフセット事業の実施に向けて準備を進めているところです。準備が整った段階で、改めてオフセット実施の概要について説明させていただく予定です。モニタリング結果については、前回1月の報告段階から更新されておらず、最新のモニタリング結果について督促中の案件になります。

次に、9番目のフィリピンの新ボホール空港建設事業についても、前回から公開されているモニタリング結果が更新されておりません。最新のモニタリング結果について督促しております。

それから、10番のカンボジアの国道5号線改修事業と12番のインドのムンバイメトロ3号線建設事業はいずれも事業を実施中で、工事が開始されているものです。モニタリングレポートを一旦受領しておりますけれども、一部測定値が欠落している項目があり、また、判読不明なところがありますので、実施機関に修正を依頼しているところです。修正版の提出が遅れておりました。修正後に公開し、両案件とも個別に案件概要とともに報告させていただく予定です。準備をしているところでございます。

それから、次の13番目のモザンビークのマンディンバーリシガ間道路改善事業になります。工事が開始されておりますけれども、初回のモニタリングはまだ提出されておりません。まだ工事が本格的に開始してないので、本格的に着工し、モニタリングが開始された段階で、案件概要とともに報告させていただく予定のものです。

それから、14番、ベトナムのハノイ環状3号線整備事業です。こちらについては、工事が開始されましたので、事業の進捗の欄を「事業実施中」に修正しています。まだ工事が始まったばかりのタイミングですので、初回のモニタリングレポートが提出され、本格的にモニタリングが開始された段階で報告させていただく予定です。

それから、16番、デリーの案件は、3番目のところで説明済みです。

17番のミャンマーのティラワ経済特別区開発事業です。これについては、ホームページでモニタリングレポートが更新されております。モニタリング結果の水質項目の濁度が基準値を超過しており、要因を調査中です。他の項目については大きな問題は確認されておられません。また、工事は既に終了し、供用段階に入っております。

それから、20番、チュニジアのラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業です。こちらについても、工事開始後、初回のモニタリングがまだ提出されていない状況で、本格的にモニタリングが開始された段階で報告させていただく予定のものです。

次に、21番のコスタリカのグアナカステ地熱開発セクターローン事業についてです。これは昨年9月に個別報告させていただいたものになります。ただ、その後、モニタリングレポートが更新されておらず、最新のモニタリング結果について督促中のものになります。

それから、22番のエルサルバドルのサンミゲル市バイパス建設事業については、詳細設計段階に移りましたので、進捗の記載が更新されています。

23番、このウズベキスタンのトゥラクルガンの案件については、環境モニタリング結果が更新されたので、後で説明いたします。

25番のカメルーンのパチェンガーレナ間道路整備事業、こちらについては、事業の進捗を詳細設計中から事業実施中に修正しました。ただ、工事が始まったばかりのタイミングですので、本格的にモニタリングが開始になった段階で個別に報告させていただきます。

次の26番のカンボジアの案件は、詳細設計中です。

27番のインドのレンガリ灌漑事業については、前回からRAPに基づくモニタリング結果が更新されていないという状況です。最新のモニタリング結果について督促中のものです。環境についてはまだ提出されておられません。

詳細設計中の案件については飛ばしまして、最後のところの43番、ミャンマーのティラワ経済特別区開発事業、Zone B区域フェーズ1になります。これについては、2018年5月の全体会で報告済みです。そのときに報告したモニタリング結果が今、公開されている状況になります。1月からは更新されておりますので、下線を引いてお示しいたしました。

全体の進捗報告については以上ですけれども、一旦ここで切りましょうか。

○村山委員長 はい。ありがとうございます。

では、全体的な進捗について今ご報告いただきましたが、何かご質問ありましたら

お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

幾つかの案件で更新されていないというものがあったり、報告が出てきていないというものがあるんですが、これは本来報告されるはずなのに、まだ出てきてないというものもあれば、まだ本格的に実施されてないという段階もあったりすると思うんですけども、そのあたりの区分けはかなりクリアになっているのでしょうか。

○村瀬 進捗の欄を「詳細設計中」から今回「事業実施中」に変えたものについては、工事がまさに始まって間もないものですから、そこはまだ工事が本格実施されておらず、モニタリング結果も出そろっていないというのが、実際的なところだと思います。前回の報告で、進捗の欄が事業実施中になってから、まだモニタリング結果の報告ができていない案件については、我々、監理課としても問題視しておりまして、工事が始まって半年以上経つのにモニタリング結果が出てきてないものという意味の問題と、先ほど個別の案件で言及しましたように、既に1回モニタリング結果が出てきているのですが、当初の審査時の合意したモニタリング項目から幾つか情報が欠落しており、このままではJICAとしてきちんとモニタリングが行われた結果として受け取れないということで、改善の指摘をしているものがあります。しかし、改善の指摘をした後、指摘を反映した修正版がまだ出てきてないというものもあります。主にこのような問題があり、モニタリング結果の公開と報告ができていないと認識しており、督促しているという状況です。

○村山委員長 わかりました。

いかがでしょう、よろしいですか。

では、ないようでしたら、個別のウズベキスタンの火力発電所のモニタリングについて、環境面のご報告をいただくということです。よろしくお願いいたします。

○村瀬 引き続きまして村瀬から説明いたします。

ウズベキスタンのトゥラクルガン火力発電所建設事業について、2015年6月1日の案件概要資料として配布したものを改めて本日お手元にお配りしております。

案件概要について、改めての詳細の説明は割愛させていただきますが、簡単に事業概要だけ確認いたしますけれども、ナマンガン州において高効率のガス火力発電所及び送電線・変電所を建設・改修する事業になります。借款対象としては、ガスバンドサイクル発電設備、450メガワット2基、それから送電線・変電所の改修というようなものになります。

主な環境社会配慮事項として、施工中は大気、水質、廃棄物など、供用後は同様に配布資料に記載の事項が挙げられております。

それで、前回報告させていただいたのは、この用地取得に関するモニタリング結果のところになります。既に用地取得手続が完了済みということで、その結果の報告があったと承知しております。これについては既に完了済みなので、内容の変更はなく、

モニタリング結果として公開されている状況です。

今回、新たに追加して公開したものとして、細かいので、お手元の資料を見ていただければと思いますけれども、環境モニタリングフォームの記載に沿って、要点を説明させていただきます。

まず、大気質の項目のうち、ダスト、粉じんの測定値が基準値を超過しています。これについて実施機関からの説明を求めたところ、粉じんを抑えるために、当初、EMPに書いてある緩和策に基づき、コントラクターに対してサイト内の散水するような指導は実施済みであり、3台の散水車を使用して散水をしている旨の説明がありました。また、重機の洗浄なども定期的に行っているとの説明がありました。実施機関からは、超過の要因として、サイト周辺は砂漠化しており、不毛な土地となっておるため、ダストの大半は工事に起因するものではなく、周辺の環境によるものと思われるとの説明を受けております。引き続き、JICAとしては、今後のモニタリング結果の報告により、状況を見ていきたいと考えております。

次の騒音の部分については、基準値内におさまっております。

それから、次の水質汚染に関する項目ですけれども、これも測定されている項目については基準値内におさまっておりますが、BOD、COD以下の項目について測定結果が記載されていない項目がありますので、これらの項目について、実施機関に対して測定して結果を出すようにコメントし、今、対応を依頼中です。

それから、廃棄物の項目については、いずれもプロジェクトサイト内または指定場所で保管・処理されている旨が報告されています。また、有害性の分類基準について表の欄外に説明があります。

労働環境、労働者の管理については、労働者の健康・安全に関する計画、モニタリングフォームにはHSE Planと記載されていますが、この計画に基づいて、労働者の研修や工事中の個々の作業に関する管理を行っている旨、報告されております。ただし、この計画については取り寄せて確認しておりませんので、追って確認していきたいと考えております。

なお、送電線と変電所の工事についてはまだ開始していないため、フォームには欄がありますが、まだ、測定結果は掲載されていないという現状になっております。

以上となります。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問ありましたらお願いいたします。

田辺委員。

○田辺委員 2点あるんですが、一つは、実施機関側のダストの説明で、周辺が砂漠で砂を巻き上げているという話だったんですが、EIAにベースラインデータとして同様の数値が出ているのであれば、それで理解できるのですが、ベースラインデータとの比較をされたのかどうかというのが1点目です。

それから、2点目は、17ページ目に、今回の対象じゃないもののオペレーションでのフェーズのフォームがあるんですけども、通常は、大気汚染のモニタリングというのは、1日だけとれば良いものではなくて、風がどっちに吹くかというのは日々異なるので、幾つかの期間にわたってこういうモニタリングをする必要があると思うんですけども、このフォームが日付単位というか、こういうふうになっているのは、何か理由があるのでしょうか。大気汚染の一定の期間をちゃんと捉えてモニタリングをすることができる状態になっているのかどうかというのを確認したいです。

○村瀬 ご指摘ありがとうございます。

まず、2点目のオペレーションのところについては、確かにこのモニタリングフォームだけだと、1点だけの測定結果を記載すればよいことになりますので、この点は確かに改善が必要と思います。実際に、モニタリング計画を見れば、定期的に測定するようになっているはずなので、それがきちんと報告されるようなフォームにするのが適切だと思います。まだ今は工事中の段階ですので、供用段階に至るまでにフォームの改善は考えたいと思います。

2点目については、ベースラインデータはとっているはずですが、すみません。確認に時間かかるようですので、次回、また議題を設けてご質問の回答をさせていただきます。

以上です。

○村山委員長 次回で大丈夫ですかね。

○村山委員長 できれば……

○田辺委員 できれば……

○村山委員長 はい。メールで送っていただいても。

○田辺委員 メールでも良いです。

○村瀬 そうですね。第4期の委員の方々の任期中に、確認結果をメールでお送りするようにいたします。

○村山委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

こうした報告が四半期ごとに出てくるということですね。

○村瀬 はい。四半期ごとに出てくるということになります。

○村山委員長 出てきたものは、随時ホームページ上に公表されていくと。

○村瀬 はい。随時更新し公表することになります。

○村山委員長 わかりました。

では、よろしいでしょうか。

それでは、先ほどのダストの件については、確認ができ次第、委員の皆さんにご連絡をいただければと思います。よろしく願いいたします。

では、これでモニタリング段階の報告については終わらせていただきます。

今日は、その他として、助言委員会の期末報告というものを挙げています。これについては、前回の委員会で目次の案を出ささせていただいたんですが、ほぼそれに沿って今日、案をお出しをしているという状況です。本来であれば、もう少し早目に案をお送りをして、いろいろとご意見をいただくべきところだったんですが、直前になってしまいました。その点についてはお詫びをしたいと思います。

今日の資料について私のほうから簡単にご紹介をして、もし今日の時点でお気づきの点があれば、出させていただくという形で、時間的には非常に厳しいんですが、これをベースにして、最終的にまとめたいと考えております。

まず、1番目、全体会合の開催ですが、今期については今日を含めて21回、全体会合については開かれて、ワーキングについては41回と。これらについては別添がつくということですね。

それから、2番目ですが、ワーキングを開いて助言を行った案件、全体で41件、これはスコーピングとドラフトファイナル段階は別の案件としてカウントをして、この数字ということです。今期については、運用改善をしようということで、事前に案が練られて、それを基本的には実施をしたということになります。

まず、(1)として、資料の質の改善ということで、できるだけ事前に事務局のほうで精査をいただいて、事前指導をしていただくということで、質の改善が図られたということになっております。

それから、(2)として、ワーキングの当日の運営ですが、質問等に関する期限について変更されました。14営業日までに事前に資料をお送りいただいて、委員からの質問等については、7営業日までに出すと。若干おくれた案件、資料送付、それから質問の送付、それぞれありましたが、大きく遅れた事案はほぼなかったということになっています。

ワーキングの委員のほうから、事前質問の段階で、なぜこういう質問をするのか、あるいはこういうコメントをするのかという、そういった狙いについてもあわせて記入をしていただくということになっています。これも今期から始まったものです。

それから、基本的には、ワーキングにご出席いただいた委員のコメントを中心に助言案を作成するということになっていますが、欠席された委員からもコメントがあれば出させていただいて、それについては随時、ワーキングのほうでご判断いただいて、助言案に反映するということになっています。

ワーキングのほうについては、2ページに入りますが、議事録をこれまでつくっていましたが、今期からは議事録はなくすと。その代わりに、事前質問の回答表、それから助言案、ワーキングのポイント、実際は論点という形になりましたけれども、こういったものを公表していくという形で進められています。

それから、補完型の調査ですね。既に相手国でEIAとかRAPが作成されていて、それを補完的にJICAのほうで進めるといったものについては、補完的な扱いをするとい

うことになっていましたが、これは実際は今期については実績がなかったということになっていきます。

環境レビューの方針の段階では、場合によってはワーキングの段階で方針案についてもあわせて議論という話になっていましたが、これは実績がなかったと。ただし、今日の議題にありましたけれども、助言を確定した後、方針については続けて扱うという形もあるという形になっています。

それから、(6)、若干6の部分のスペースが入ってしまっていますが、急を要する場合については、全体会合ではなくて、メール審議の形で確定するという仕組みも今期から始まりましたが、これは実際は行われていないということになっております。

そのほか、助言の有効性ということで、残すべきコメントの整理ということであったり、ワーキングの運営の方法であったり、モニタリング段階の報告、これは先ほどありましたけれども、このあたりについても細かな運用方針が少し変わってきているということになります。

4ポツのところ、今期扱った助言とか、それから論点について少しまとめてあります。

前回お出しした目次案では、論点だけについて挙げていたんですが、その後、少し考えまして、やはり助言の内容についてもある程度整理したほうがいいのではないかと。ということで、今日の資料については、助言内容の整理についても含めています。助言内容の整理については、先週、メールでお送りしたような形で、各案件について少し整理をしたものをこちらのほうにまとめています。これについては、少しまとめ方によって若干数字が変わる可能性があるのですが、ごく大まかなところを割合的に出しているという形で表現しています。今日、助言を確定したもの、それから論点が紹介されたものについてはまだ入っていないので、これを含めた形で最終的にまとめないといけないというところです。

大まかなところでは、生態系・保護区の扱い、それから生活・生計、住民移転等、このあたりがやはり比較的多い助言の内容、そのほか環境汚染であったり、代替案の検討であったり、そういうものがあつたと。案件ごとに見ると、生態系に関する内容はやはり多くて、保護区まで含めると、4分の3ぐらいでこういった助言がありました。そのほか住民移転等を含めた生活・生計についても7割程度という形で、こうしたものは比較的多い助言の内容になっているということですね。

そのほか、従来、助言の整理を過去にも何回か個別に行ったことがあるんですが、今期は、ジェンダーや社会的弱者に関連した助言が4割程度の案件であったということになります。そのほか、3割程度で関連事業とか先行事業との関係、それから土砂の調達・廃棄ということについても言及がされています。2割程度については、事業の必要性や需要に関する内容もありました。

それから、論点のほうでは、生態系・保護区について3割程度、それから累積的影響・不可分一体、それから用地取得・補償、ジェンダー・社会的弱者、このあたりが2割程度で扱われていると。それから、気候変動についても論じられる機会が増えたということになっています。グリーン調達についても、SDGsの関係で言及された例がありました。

そのほか、今後の課題として、原嶋副委員長のほうでまとめていただいたものですが、二次的な自然についても今後どう考えていくのか、あるいは、代替案の検討というのは、スコーピング案の段階では非常に重要な論点、項目になっているわけですが、必ずしも方法論が示されていないと。このあたりについて今後検討すべきポイントではないかという指摘がされています。

5番目として、これまでの議論の整理ということで、ここは事例について事務局のほうで整理をしていただいて、こういったものについて扱ってきたというものが案件別に並んでおります。

6のその他ということで3点挙げているんですが、一つは、環境レビューの報告の段階、今日もありましたけれども、幾つかパターンがあって、DFRの助言が確定されると同時に報告があるという、今日のパターンですが、ほかに少し時間をあけて報告があるということもあります。これはスケジュールの関係で難しいところがありますが、少し時間をあけて報告いただける場合は、ファイナルレポートの内容についても、参照できるような形があってもいいのではないかと考えています。

それから、モニタリング段階の報告、これも今日、報告をいただいていますけれども、比較的、社会面に関する項目については、なかなか公表が限定的だというところがあります。これは相手国との関係で仕方ないところもありますが、できるだけこういったことについても今後、公表に努めていただきたいと。

それから、場合によっては、事業の進捗が不十分な段階で報告があつたりすることもありますので、この点については今後も検討すべきではないかなと考えています。

最後、これまで扱ってきた案件の中には、比較的充実した形で環境社会配慮を行われたものも出てきています。今期だけではなくて、これまで助言委員会、あるいはその前の審査会でも扱ってきたものを含めて、かなりの数が出てきていますので、過去の例の中で他の参考になるようなものが出てきていけば、そういったものが比較的わかりやすい形で参照できるような仕組みも、あってもいいのではないかと考えて、3点目に挙げさせていただきました。

以上が今日の時点の案ということですので、もし何かご質問あるいはご意見、こういった点を含めてはどうか、内容としてここは少し変えたほうがいいのではないかと。いうことがあれば、お出しをいただいて、時間は限られていますが、少し時間をあけて、来週の初めには確定しないといけないということだったと思いますので、それまでにまとめていきたいと考えております。

以上ですが、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

森委員、どうぞ。

○森委員 2年間、久しぶりに私、こういう個別の案件のアセスメントをやらせていただいて、昔、若いころはずっと7年ぐらいやっていたんです、アジア開発銀行、環境庁と。いろいろ懐かしいこともありましたが、ああなるほど、こうなったのかとか、いろんな感想がありました。こういう委員会の立場でやったことは今までなかったので、中に入ってずっとやってきましたから。

感じたことを言うと、一番ずっと感じていたのは、自分たち、あるいはこの場でやるコメントというのは、実は現場知らなくて結構やっているの、すごく不安というか、本当にこれで当たっているのかなとも思いながら発言してきたので、ひょっとしたらすごく外れたことも言っていたのかなと思って、そういう点はちょっと反省はしていますけれども、こういう形とるんであれば、それは一つしようがないことなのかなって思います。

そういう立場でのレビューだということだと考えると、幾つか現場での判断と違う意味で大切なことがあるんじゃないかなと、そんなふうに考えていました。例えば、今回のワーキンググループの論点とか助言内容の整理のところでは取り上げていただいていますけれども、例えばSDGsとかパリ協定とか、環境に対する見方とか社会問題に対する見方が変わってきていますよね。なので、こういうやっぱり地元ではこれはわかんない話で、むしろこういうところのほうがいい議論ができると。そういうものについてはしっかりと議論を深めて、現場で生きるような提言をしていくというのは、物すごく大事なかなと思いました。

例えばSDGsですと、基本的なアプローチ、環境とか社会の見方、大分違いますよね、今までと。ネガティブなものをチェックするだけでなく、ポジティブなものをマキシマイズしようとかって、そういう強い精神がありますよね。なので、そういう全体のコンテキストも踏まえながら、今度、ガイドラインを改訂されるということでしたら、そういうのを反映させていくというのは大切なかなと思いました。その点、多分、書いてあると思いますので、結構かと思えますけれども。

あと、どうもずっと議論してきて、昔から自分がそういう担当で、国際機関とか政府の中でやっていたこと、例えば途上国の案件見ると、もう既に、さっきのティラワでもあったけれども、水の基準が変わっているとか、それから町なかで何かつくろうとしたら、もう大気汚染が超えているとか、騒音がもう基準よりはるかに上とかってありますよね。昔からそういう問題は言われていますけれども。あるいは、保護区であっても、保護区でないみたいにもうなっちゃっているとか、廃棄物、すぐそばでは全然むちゃくちゃ処理されているとか。こういうときにどういう判断をするんだらうというのが、やっぱりその現場では問われると思うんですよね。そういうものに対して、いいガイドラインを出すというか、こういうふう考えるんだとい

うのが、きつこういうところでの大事な議論なのかなって思って、ずっと考えていました。

もう既に環境が破壊されているから、ちょっとぐらい破壊してもいいんじゃないかというのは、きっと違うと思うんですよ、議論としては。多分、本当の議論というのは、そういうところだったら、累積影響を見て、ちょっと違う場所にしようとか、そういうことなんだと思うんですけれども、本来は。でも、そういうところをやっぴりもう一度明らかにすると、よりいい結果が出てくるようになるのかなと思ったりしました。

私、一番、本当にずっとアセスやってきて大事だと思っていたことは、やっぱり現場に行って、現場感覚を持たないといけなくて、そうすると、本当にそこにどういう状況で、どういう人が住んでいてということがわかりますよね。それがないとまともな意見も多分言えないと思います。

ちょっとずっと不満、こう言ったらあれですけども、もうちょっと工夫があったらいいなと思ったのは、アセスメントですから、私のイメージだとアセスメントは具体的なもので、これこれの基準を守るからいいですというのは、アセスメントじゃないと思っているんですね。さっきも日比さんからご指摘がありましたカワイルカの件で、そういう配慮しても、結果がよくなければよくないって。結局そうだと思うんですね。排出基準を守っても、結果として公害が起こったりしたら、これはよくないんです。それがどこに原因があるかという、その排出基準とかというものと環境基準の区別がしっかりついてないということですよ。なので、もう一度そういう基本に立ち返って方針を考えてみるとか、そうすると、さらにきつと現場で生きた提言になるんじゃないかと思いました。これに対してどうこうじゃないんですけれども。

ということで、いろんな議論ができて、個人的には随分楽しかったので、どうもありがとうございました。

○村山委員長 ありがとうございました。

まず、1点目の現場を知らないというのは、こういう仕組みが始まってからずっと続いている課題で、過去には一部の委員に個別の案件を実際見ていただくということもやったりした事例があるんですけども、それは非常に限定的で、日本の国内で行われているような審査会のような形で、現場を必ず見て議論するという形にはなってない。それは本当に課題の一つであるんですが、一方で、こういった国際開発、開発援助の案件を対象に、現場を全て見て議論するというのは、恐らく現実的ではないだろうと思っています。

そういう意味では、現場を見ずに議論できるという仕組みを、どうやって効果を高めていくかということになるんだと思うんですが、私はワーキンググループでの議論というのは、一つ重要なのかなと思っています。ある意味、距離感みたいなものがあるって、現場を知らないから言えることもあれば、かといって、現場を全く知らずに好

き勝手言っていていいかというところ、そうでもないところがあるので、そういうところをいろいろ議論を重ねながら、こういうことも議論してはどうかというところのバランス感覚というか、距離感を高めていくというところは、一つあるのかなと思っています。そういう意味で、やはりこういった助言委員の立場で出てくるような話も当然あると思うので、そういったものが今後も高まっていくということが必要なのかなと思います。

2点目、その基準とか現状との関係は非常に難しく、原則は現状非悪化ということになるんだと思うんですけども、それはそれで言葉としてはあっても、実際はなかなかうまくいかないところがあるので、非常に難しいところですね。その点については今後もずっと考えていかないといけないところかなと思います。ただ、JICAのような国際協力機関がかかわる以上、国際的なスタンダードは守るということは外せないと思うので、それを守った上でどうやっていくか。

場合によっては、国際協力機関が支援しないものについては、そういった基準が守られないということもあり得るので、それよりは、国際協力機関が関わったほうがよりよいものができるはずなんですけれども。場合によっては、過去にもJICAが支援しないかわりに別のところが支援したり、あるいは、民間の企業、事業者が行うことによって、必ずしも望ましくないような形の開発が行われたということもあったというふうに聞いていますので、そのようなことが行われないうような形の支援というものが望ましいとは思っております。

それでは、ほかに何かありますでしょうか。

はい。

○清水谷委員 このたび、助言委員会の期末報告（案）をつくっていただきまして、委員長、副委員長様、どうもありがとうございました。私の1点コメントがあるんですが、ちょっとレベルが低いかもしれませんが。

今回、事情があって、今期でちょっと委員を、今回限りだと思っているんですけど、ワーキングの論点の部分で、今回、「スコーピング案段階で議論される代替案検討に関して、ガイドライン等から導き出せる方法論はこれまでのところ存在せず」というところがあって、私、結構、今回、この2年間といいますか、委員をさせていただいてかなり苦労していたところが、スコーピング案段階での代替案が出てきたときに、かなり代替案の作成方法にちょっと違和感を感じた部分があって、そのあたりをきちんと委員会として何か助言ができないかといっても、実際にはもう既に方法がもう一方的に決められた段階だったものですから、なかなか修正ができなかったというようなことをちょっと感じておりました。

一つは、来期はガイドラインに向けての検討がなされるということなので、そのスコーピング案の作成段階において、いかに理にかなった代替案を作成するか、あるいは、その作成において当該委員会がどのように関与できるのかというところを考えて

いただけたら、幸いだと思っております。よろしく申し上げます。

○村山委員長 ありがとうございます。

私もかかわってきて、代替案のところは難しいと常々感じているんですけども、国内の案件に比べると、やはり境界条件というか、もう既に決まっているところも案件によってはそれぞれあるので、なかなか一般論では整理できないところがあるのかなという気はしています。一方で、実際、代替案と言いながら、なかなか代替案になっていないものもあつたりするので、その点については今後また考えていくということかなと思います。

ただし、私の感覚でいうと、過去に比べるとだんだんこの点については考慮されてきているかなという気はします。当初、私がかかわった例では、代替案の話がスコピング案の報告書の後ろのほうに出てきて、本来もう少し前の段階で出てくるべきものが後のほうに出てきたりしたことがありましたけれども、最近はだんだん比較的前の段階で出てくるようになってきている気がします。そういう意味では、改善の方向ではあると思うんですけども、清水谷委員おっしゃるように、方法論的についてももう少し整理できるといいのかなと思います。

では、ほかいかがでしょうか。5時ぐらいには遅くとも終わりにしたいと思うんですが、ほかに何かあれば。

もしないようでしたら、何かメールでも構いませんので、コメントがあればお出しただいて、ただ、今週中にはもうまとめないといけないので、二、三日中にお送りいただき、私のほうで今日の助言、それから論点の部分を追加をして、案として木曜日か金曜日ぐらいにはお送りをしたいと思います。それでもし何かありましたらご意見をいただき、来週の頭には確定ということにさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○永井 事務局から。

現在の契約が7月8日日曜日までとなっておりますので、二、三日中にコメントを委員長、多分、皆さんCC入ると思うんですけども、出していただき、金曜日ぐらいにセットできるとありがたいかなと思っております。よろしく願いいたします。

○村山委員長 では、そういう方向でよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

では、最後、来月ですね。今期としては今日が最後になりますが、来月のスケジュールを確認して終わりにしたいと思います。

○永井 次回の全体会合は、新しい委員での開催となります。第93回は8月3日金曜日午後2時から、JICA本部での開催となります。

○村山委員長 では、今日の全体会合、これで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時55分閉会